第４部

資料編

1 デミング賞，日本品質奨励賞受賞一覧

＊組織名，個人の所属は受賞当時のものを掲示した．
＊組織名，個人の末尾の［　］は海外受賞組織・受賞者の受賞当時の国・地域を掲示した．

■日本品質管理賞／デミング賞大賞

＊ 2012 年から改称

2006 ㈱ジーシーデンタルプロダクツ
2007 マヒンドラ アンド マヒンドラ㈱ 農業機械事業部［インド］
2011 ラネ・TRW ステアリングシステムズ㈱
ステアリングギア事業部［インド］
2012 タタ・スチール㈱［インド］，ラネ（マドラス）㈱
［インド］，ルーカス TVS ㈱［インド］
2013 ㈱メイドー，ラネ・ブレーキ・ライニング㈱［インド］
2015 ナショナル・エンジニアリング・インダストリーズ㈱
［インド］

■デミング賞本賞

2006 飯塚悦功氏（東京大学大学院　教授）
2007 牛久保雅美氏（サンデン㈱　代表取締役会長）
2008 坂根正弘氏（㈱小松製作所　代表取締役会長）
2009 長田　洋氏（東京工業大学大学院　教授）
2010 圓川隆夫氏（東京工業大学大学院　教授）
2011 桜井正光氏（㈱リコー　取締役会長執行役員）
2012 中尾　眞氏（㈱ジーシー　代表取締役社長）
2013 岩崎日出男氏（近畿大学名誉教授）
2014 鈴木和幸氏（電気通信大学大学院教授）
2015 蛇川忠暉氏（トヨタ自動車㈱　顧問，
日野自動車㈱　特任顧問）

■デミング賞実施賞・事業所表彰／デミング賞

＊ 2012 年から改称

2006 ㈱西澤電機計器製作所，サンデン・インターナショナル（シンガポール）㈱［シンガポール］，サンデン・インターナショナル（U.S.A）㈱［アメリカ］
2007 旭インディア硝子㈱ 自動車ガラス事業部［インド］，ラネ（マドラス）㈱［インド］，リライアンス・インダストリーズ㈱ ハジラ事業所（事業所表彰）［インド］
2008 タタ・スチール㈱［インド］
2009 新潟ダイヤモンド電子㈱，ザ・サイアム・ホワイト・セメント㈱［タイ］
2010 ㈱コロナ 製造本部，㈱メイドー，而至歯科（蘇州）有限公司［中国］，ナショナル・エンジニアリング・インダストリーズ㈱［インド］
2011 サンデン・ヴィカス（インディア）㈱［インド］，CPAC ルーフタイル㈱［タイ］，ユニマイクロン・テクノロジー・コーポレーション［台湾］
2012 SRF ㈱ 化学製品事業部［インド］，マヒンドラ アンド マヒンドラ㈱ 農業機械事業部 スワラジ部門［インド］
2013 ㈱アドヴィックス，RSB トランスミッション（インド）㈱ 自動車事業部（ジャムシェドプール工場（ユニット 1），プネ工場及びパントナガール工場）［インド］，SCG ロジスティクスマネジメント㈱［タイ］，㈱ MC システムズ，小松山推工程機械有限公司［中国］，サンデン㈱ 店舗システム事業，名北工業㈱
2014 ジーシーアメリカ㈱［アメリカ］，㈱セキソー，マヒンドラ アンド マヒンドラ㈱ マヒンドラパワーロール事業部［インド］
2015 ㈱キャタラー，CPRAM ㈱ 加工食品事業［タイ］，㈱ GS ユアサ 産業電池電源事業部 産業電池生産本部

■デミング賞普及・推進功労賞（海外）

2009 グレゴリー H・ワトソン［フィンランド］
2012 ジャナック・メタ［インド］
2014 カン・トラクルフーン［タイ］

■日本品質奨励賞

TQM 奨励賞

2006 アストム㈱，キーパー㈱ 三隅工場 第三製造課，㈱コロナ 製造本部
2007 アンリツテクマック㈱，ナブテスコ㈱ 西神工場 製造部 バルブ製造グループ，㈱雪国まいたけ 生産本部 研究開発室 品質保証室 TQM 推進本部
2008 ㈱ジーエス・ユアサ パワーサプライ産業電池電源事業本部 電源システム生産本部，㈱永島製作所，ナブテスコ㈱ ナブコカンパニー 福祉事業推進部
2009 関東エラストマー㈱
2010 長津工業㈱ 小松西工場
2011 ㈱ GS ユアサ 産業電池電源事業部 産業電池生産本部，
㈱羽生田製作所
2012 阿波スピンドル㈱ 本社・本社工場，小川工業㈱ 本社工場，
サンワ アルテック㈱
2013 ㈱新井コロナ，㈱名光精機
2014 オージー技研㈱
2015 ㈱マルヤスエンジニアリング

品質革新賞

2007 ㈱コロナ 製造本部，㈱ CIJ ワイドビジネス事業部 SI ビジネス事業部，㈱シービーエム，日産車体㈱
2008 ㈱テレマーケティングジャパン 変革推進本部 TCS 推進室，長津工業㈱ 小松西工場
2009 高畑精工㈱ 東京工場，㈱デンソー パワトレイングループ 機能品事業部，パナソニック㈱ ホームアプライアンス社 クリーナービジネスユニット
2010 アイシン精機㈱ 生産部門，トヨタ自動車㈱
2011 アイシン・エィ・ダブリュ㈱ 生産技術本部，
ツカサ電工㈱
2012 小松共栄工業協同組合，サンデン㈱ 開発部門（開発本部，エレクトリック Eng センター）
2013 サンデン㈱ 環境推進本部，サンデン㈱ 生産管理・IT 本部，経理本部，橋本総業㈱

2

主要事業参加者数の推移

	役員のための品質経営セミナー			品質管理セミナー部課長コース			品質管理セミナーベーシックコース		
	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数
2005	1	25	10,614	6	208	37,879	3	202	32,223
2006	1	24	10,638	6	128	38,007	3	198	32,421
2007	2	52	10,690	6	160	38,167	3	210	32,631
2008	2	29	10,719	6	111	38,278	3	180	32,811
2009	2	26	10,745	5	96	38,374	3	126	32,937
2010	2	25	10,770	5	106	38,480	3	145	33,082
2011	2	42	10,812	4	88	38,568	3	154	33,236
2012	2	37	10,849	4	98	38,666	3	153	33,389
2013	2	44	10,893	4	92	38,758	3	164	33,553
2014	2	51	10,944	4	95	38,853	3	172	33,725
備考				2009 年から「実践問題解決セミナー　マネージャーコース」（東京）、「品質管理セミナー部課長コース」（大阪）として開催					

	品質管理セミナー入門コース			QC 手法基礎コース			QC サークル推進者		
	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数
2005	6	318	35,427				5	145	28,774
2006	6	342	35,769	10	483	483	5	143	28,917
2007	6	409	36,178	12	611	1,094	5	153	29,070
2008	7	378	36,556	15	778	1,872	5	154	29,224
2009	5	189	36,745	16	445	2,317	5	113	29,337
2010	6	231	36,976	15	396	2,713	6	129	29,466
2011	6	253	37,229	13	352	3,065	5	133	29,599
2012	6	206	37,435	12	465	3,530	5	149	29,748
2013	6	210	37,645	12	401	3,931	5	142	29,890
2014	6	197	37,842	14	378	4,309	5	148	30,038

	QC サークルリーダー			品質管理通信教育講座			N7 入門コース		
	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数
2005	14	689	75,981	2	2,026	153,482	7	262	23,575
2006	15	599	76,580	2	2,022	155,504	7	208	23,783
2007	15	627	77,207	2	2,297	157,801	7	202	23,985
2008	15	562	77,769	2	2,129	159,930	7	188	24,173
2009	15	296	78,065	2	1,565	161,495	7	74	24,247
2010	14	294	78,359	2	1,673	163,168	5	84	24,331
2011	11	350	78,709	2	1,600	164,768	5	77	24,408
2012	11	376	79,085	2	1,453	166,221	3	92	24,500
2013	11	355	79,440	2	1,263	167,484	3	79	24,579
2014	12	338	79,778	2	1,247	168,731	3	58	24,637
備考							2011 年から「新 QC 七つ道具セミナー」として継続開催		

	実験計画法セミナー実践コース			実験計画法セミナー入門コース			多変量解析法セミナー入門コース		
	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数
2005	2	32	23,345	4	201	17,773	2	121	5,004
2006	1	20	23,365	4	211	17,984	2	124	5,128
2007	1	12	23,377	4	210	18,194	3	130	5,258
2008	1	11	23,388	4	226	18,420	3	129	5,387
2009	1	9	23,397	4	98	18,518	3	64	5,451
2010	1	8	23,405	3	107	18,625	2	61	5,512
2011	1	12	23,417	3	135	18,760	2	74	5,586
2012	1	26	23,443	3	97	18,857	2	68	5,654
2013	1	23	23,466	3	87	18,944	2	81	5,735
2014	1	18	23,484	3	110	19,054	2	61	5,796
備考	2015 年より「技術力で差をつけるための実験計画法実践セミナー」エキスパートコースとして継続開催			2015 年より「技術力で差をつけるための実験計画法実践セミナー」エントリーコースとスタンダードコースに分かれて継続開催					

	臨床試験セミナー統計手法専門コース			臨床試験セミナー統計手法コース			実践！ソフトウェア品質向上のための技術者セミナー		
	回数	参加人数	累積人数	回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数
2005	16	52	888	37	65	3,365	1	36	3,956
2006	17	55	943	38	70	3,435	1	28	3,984
2007	18	56	999	39	64	3,499	2	50	4,034
2008	19	52	1,051	40	68	3,567	2	46	4,080
2009	20	57	1,108	41	56	3,623	2	35	4,115
2010	21	45	1,153	42	40	3,663	1	14	4,129
2011	22	45	1,198	43	35	3,698	1	17	4,146
2012	23	44	1,242	44	48	3,746	1	22	4,168
2013	24	38	1,280	45	59	3,805	1	7	4,175
2014	25	55	1,335	46	49	3,854	1	8	4,183

	実践！管理者のためのソフトウェア品質マネジメントセミナー			洋上研修			信頼性セミナー基礎コース		
	実施回数	参加人数	累積人数	回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数
2005	1	32	1,622	47	100	16,401	4	177	13,624
2006	1	37	1,659	48	117	16,518	4	165	13,789
2007	1	26	1,685	49	181	16,699	4	138	13,927
2008	1	22	1,707	50	160	16,859	4	170	14,097
2009	1	19	1,726	51	97	16,956	3	71	14,168
2010	1	16	1,742	52	105	17,061	3	100	14,268
2011	1	18	1,760	53	102	17,163	3	91	14,359
2012	1	18	1,778	54	98	17,261	3	93	14,452
2013	1	10	1,788	55	102	17,363	3	114	14,566
2014	1	15	1,803	56	97	17,460	3	118	14,684
備考				2013 年より「QC サークル ASEAN 訪問・洋上研修」として改称					

	FMEA・FTA			デザインレビュー			品質管理シンポジウム		
	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数	回数	参加人数	累積人数
2005	12	945	29,456	7	320	18,963	80,81	308	8,250
2006	12	1,026	30,482	7	332	19,295	82,83	327	8,577
2007	15	1,033	31,515	8	301	19,596	84,85	300	8,877
2008	15	981	32,496	8	305	19,901	86,87	313	9,190
2009	16	373	32,869	7	107	20,008	88,89	283	9,473
2010	10	436	33,305	6	148	20,156	90,91	293	9,766
2011	9	437	33,742	5	172	20,328	92,93	265	10,031
2012	9	409	34,151	5	141	20,469	94,95	283	10,314
2013	9	403	34,554	4	105	20,574	96,97	296	10,610
2014	9	519	35,073	4	124	20,698	98,99	312	10,922
2015							100,101	448	11,370
備考							参加人数は招待者数を含む		

	トップマネジメント大会			クオリティフォーラム			全日本選抜 QC サークル大会		
	実施回数	参加人数	累積人数	実施回数	参加人数	累積人数	回数	参加人数	累積人数
2005	1	145	11,023	1	301	60,833	35	1,113	52,183
2006	1	249	11,272	1	325	61,158	36	1,148	53,331
2007	1	341	11,613	1	325	61,483	37	1,415	54,746
2008	1	281	11,894	1	313	61,796	38	1,338	56,084
2009	1	263	12,157	1	270	62,066	39	1,007	57,091
2010	1	380	12,537	1	327	62,393	40	1,113	58,204
2011	1	250	12,787	1	322	62,715	41	1,070	59,274
2012	1	300	13,087	1	365	63,080	42	981	60,255
2013	1	210	13,297	1	365	63,445	43	952	61,207
2014	1	257	13,554	1	259	63,704	44	810	62,017
2015	1	171	13,725	1	335	64,039	45	779	62,796
備考	2010 年より単独開催			参加人数は招待者数を含む			参加人数は招待者数を含む		

	JHS 部門全日本選抜 QC サークル大会			信頼性・保全性シンポジウム			ソフトウェア品質シンポジウム		
	回数	参加人数	累積人数	回数	参加人数	累積人数	回数	参加人数	累積人数
2005				35	285	14,064	24	306	8,505
2006				36	266	14,330	25	362	8,867
2007				37	311	14,641	26	375	9,242
2008	1			38	284	14,925	27	384	9,626
2009	2			39	244	15,169	28	317	9,943
2010	3			40	227	15,396	29	342	10,285
2011	4	396	396	41	275	15,671	30	344	10,629
2012	5	498	894	42	295	15,966	31	440	11,069
2013	6	477	1,371	43	305	16,271	32	470	11,539
2014	7	358	1,729	44	340	16,611	33	498	12,037
2015	8	414	2,143	45	296	16,907	34	556	12,593
備考	参加人数は招待者数を含む 第 1 回～第 3 回は全国大会と併設開催			参加人数は招待者数を含む			参加人数は本会議の有料参加数		

3

一般財団法人 日本科学技術連盟　定款

第１章　総　　則

［名　　称］

第１条　この法人は，一般財団法人日本科学技術連盟（英文名 Union of Japanese Scientists and Engineers. 略称「ＪＵＳＥ」）と称する．

［事 務 所］

第２条　この法人は，主たる事務所を東京都渋谷区に置く．

２　この法人は，理事会の決議によって，従たる事務所を必要な地に置くことができる．これを変更又は廃止する場合も同様とする．

第２章　目的及び事業

［目　　的］

第３条　この法人は，科学技術ならびに経営管理技術の振興に必要な諸事業を総合的に推進し，人材の育成を図り，もって産業と学術・文化の発展に寄与することを目的とする．

［事　　業］

第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う．

⑴　科学技術・経営管理技術に関する調査及び研究開発
⑵　科学技術・経営管理技術に関する教育及び訓練
⑶　科学技術・経営管理技術に関する奨励・表彰
⑷　科学技術・経営管理技術に関する資格・検定
⑸　科学技術・経営管理技術に関する広報・普及及び出版
⑹　科学技術・経営管理技術に関する国内外の情報の交流及び国際協力
⑺　科学技術・経営管理技術に関する技術相談及び技術指導
⑻　科学技術関係団体及び科学技術者に対する援助と連携の促進
⑼　組織のマネジメントシステムに関する認証
⑽　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は，本邦及び海外において行うものとする．

第３章　財産及び会計

［財産の種別］

第５条　この法人の財産は，基本財産及び運用財産の２種類とする．

２　基本財産は，この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として，理事会で定

めたものとする.

3　基本財産は，この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない.

4　基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは，評議員会において，特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数の承認を受けなければならない.

5　運用財産は，基本財産以外の財産とする.

［財産の管理・運用］

第６条　この法人の財産は，理事長が管理し，その管理の方法は，理事会の決議によって定める．ただし，その使途又は管理の方法を指定して寄附された財産については，その指定に従わなければならない.

［事業年度］

第７条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる.

［事業計画及び収支予算］

第８条　この法人の事業計画書，収支予算書については，毎事業年度開始の日の前日までに，理事長が作成し，理事会の承認を受けなければならない．これを変更する場合も，同様とする.

2　前項の書類については，主たる事務所に，当該事業年度が終了するまでの間備え置き，一般の閲覧に供するものとする.

3　第１項の書類は，電磁的記録をもって作成することができる.

［事業報告及び決算］

第９条　この法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会で決定しなければならない.

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　公益目的支出計画実施報告書（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 127 条に定める書類）

(4)　貸借対照表

(5)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(6)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(7)　財産目録

2　前項の書類は，電磁的記録をもって作成することができる.

3　第１項の決定を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号，第５号及び第７号については，定時評議員会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については，承認を受けなければならない.

4　第１項の書類については，毎事業年度の終了後３ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない.

5　第１項第４号の貸借対照表は，法令で定めるところにより，定時評議員会の終結後遅滞なく，公告しなければならない.

6　第１項各号の書類及び監査報告を定時評議員会の日の２週間前から主たる事務所に５年間備え置き，一般の閲覧に供するとともに，この定款を主たる事務所に備え置き，同様の閲覧に供するものとする．

第４章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

［評 議 員］

第10条　この法人に評議員６名以上 12 名以内を置く．

［評議員の選任及び解任］

第11条　評議員の選任及び解任は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い，評議員会において行う．

２　評議員を選任する場合には，次の各号の要件をいずれも満たさなければならない．

⑴　各評議員について，次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること．

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって，当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって，これらの者と生計を一にする者

⑵　他の同一の団体（公益法人を除く．）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること．

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては，その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別に設立行為をもって設立された法人であって，総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別

の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3　評議員を解任する場合は，次の各号のいずれかに該当するときとする．

⑴　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき．

⑵　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき．

［評議員の任期］

第12条　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない．

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとする．

3　評議員は，第10条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する．

［評議員に対する報酬等］

第13条　評議員は無報酬とする．

2　評議員には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる．

3　前項に関し必要な事項は，評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による．

第２節　評議員会

［評議員会の設置及び構成］

第14条　この法人に評議員会を置く．

2　評議員会は，すべての評議員をもって構成する．

［評議員会の権限］

第15条　評議員会は，次の事項について決議する．

⑴　理事及び監事の選任及び解任

⑵　理事及び監事の報酬等の支給の基準

⑶　評議員の選任及び解任

⑷　評議員に対する報酬等の支給の基準

⑸　貸借対照表，損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

⑹　定款の変更

⑺　基本財産の処分又は除外の承認

⑻　残余財産の処分

⑼　合併，事業の全部若しくは一部の譲渡

⑽　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

［評議員会の種類及び開催］

第16条　評議員会は，定時評議員会及び臨時評議員会の２種類とする．

2　定時評議員会は，毎事業年度終了後３ヵ月以内に１回開催する．

3　臨時評議員会は，必要がある場合は，いつでも招集することができる．

［評議員会の招集］

第17条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する．

２　評議員は理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる．

３　前項の規定による請求があったときは，理事長は遅滞なく，評議員会の招集の手続きを行わなければならない．

［評議員会の招集の通知］

第18条　理事長は，評議員会の開催日の５日前までに，評議員に対して，評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない．

２　前項の規定にかかわらず，評議員全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく，評議員会を開催することができる．

［評議員会の議長］

第19条　評議員会の議長は，評議員会において，出席した評議員の互選により選出する．

［評議員会の決議］

第20条　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う．

２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない．

⑴　監事の解任

⑵　定款の変更

⑶　基本財産の処分又は除外の承認

⑷　合併，事業の全部若しくは一部の譲渡

⑸　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない．理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする．

［評議員会の決議の省略］

第21条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす．

２　前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間，同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない．

［評議員会の報告の省略］

第22条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において，その事項を評議員会に報告することは要しないことについて，評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その事項の評議員会への報告があったものとみなす．

［評議員会の議事録］

第23条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する．

2　前項の議事録には，議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人２名が前項の議事録に署名若しくは記名押印する．

第５章　役員等及び理事会

第１節　役員等

［役員の設置］

第24条　この法人に，次の役員を置く．

⑴　理事６名以上 12 名以内

⑵　監事２名以内

2　理事のうち１名を理事長，１名を専務理事とする．

3　理事のうち２名以内を常務理事とすることができる．

4　第２項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし，第３項の常務理事をもって同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする．

［役員の選任］

第25条　理事及び監事は，評議員会の決議によって選任する．

2　理事長及び専務理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する．

3　常務理事は，理事会の決議によって理事の中から選定することができる．

4　理事のうち，理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は，理事の総数の３分の１を越えてはならない．監事についても，同様とする．

5　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は，理事の総数の３分の１を越えてはならない．監事についても，同様とする．

6　理事及び監事は，相互に兼ねることができない．

［理事の職務及び権限］

第26条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人の業務の執行の決定に参画する．

2　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行する．

3　専務理事は，理事長を補佐し，理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは，その職務を代行して，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行する．

4　常務理事は，専務理事を補佐し，この法人の業務を分担執行する．

5　理事長及び専務理事並びに常務理事は，毎事業年度に４ヵ月を超える間隔で２回以上，

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない.

［監事の職務及び権限］

第27条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する.

2　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる.

3　監事は，その他監事に認められた法令上の権限を行使する.

［役員の任期］

第28条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない.

2　監事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない.

3　補欠又は増員として選任された役員の任期は，前任者の任期の満了する時までとする.ただし，監事については増員を適用しない.

4　理事又は監事は，第 24 条に定める定数に足りなくなるときは，辞任又は任期満了後においても，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する.

［役員の解任］

第29条　理事又は監事が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる.ただし，監事を解任する場合は，特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない.

⑴　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき.

⑵　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき.

［役員に対する報酬等］

第30条　役員は，無報酬とする.ただし，常勤の役員に対しては，評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に従って報酬を支給することができる.

2　役員には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる.

［会　　長］

第31条　この法人に，会長１名を置くことができる.

2　理事長は，理事会の承認決議を経て，理事の中から，会長を委嘱する.

3　会長は，理事長及び専務理事の諮問に応じる.

4　会長の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする.

第２節　理事会

［理事会の設置及び構成］

第32条　この法人に理事会を置く.

2　理事会は，すべての理事をもって構成する．

［理事会の権限］

第33条　理事会は，この定款に別に定めるもののほか，次の職務を行う．

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

⑷　評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

⑸　規則の制定，変更及び廃止に関する事項

2　理事会は，次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない．

⑴　重要な財産の処分及び譲受け

⑵　多額の借財

⑶　重要な使用人の選任及び解任

⑷　従たる事務所その他の重要な組織の設置，変更及び廃止

⑸　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

［理事会の種類及び開催］

第34条　理事会は，通常理事会及び臨時理事会の２種類とする．

2　通常理事会は，毎年定期に，年２回開催する．

3　臨時理事会は，次の各号の一に該当する場合に開催する．

⑴　理事長が必要と認めたとき．

⑵　理事長以外の理事から理事長に対し，理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき．

⑶　前号の請求があった日から５日以内に，その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に，その請求をした理事が招集したとき．

⑷　監事が必要と認めて理事長に対し，招集の請求があったとき．

⑸　前号の請求があった日から５日以内に，その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に，その請求をした監事が招集したとき．

［理事会の招集］

第35条　理事会は，法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き，理事長が招集する．

2　理事長は，前条第３項第２号又は第４号に該当する場合は，その請求があった日から５日以内に，その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない．

3　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，その他の代表理事又は業務執行理事が，理事会を招集する．

4　理事会を招集するときは，会議の日時，場所，目的である事項を記載した書面をもって，開催日の５日前までに，各役員に対して通知しなければならない．

5　前項の規定にかかわらず，役員の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる．

［理事会の議長］
第36条　理事会の議長は，理事長がこれに当たる．
２　第34条第３項第３号又は第５号の規定により臨時理事会を開催したときは，出席した理事の互選により議長を定める．

［理事会の決議］
第37条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う．

［理事会の決議の省略］
第38条　理事が，理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において，その提案について，議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする．ただし，監事が異議を述べたときは，その限りではない．
２　理事会の決議を省略したときは，決議があったものとみなされた事項の内容，当該事項を提案した理事の氏名，決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない．

［理事会の報告の省略］
第39条　理事又は監事が，理事及び監事の全員に対し，理事会に報告すべき事項を通知した場合においては，その事項を理事会に報告することを要しない．
２　前項の規定は，第26条第５項の規定による報告には適用しない．

［理事会の議事録］
第40条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する．
２　出席した理事長及び専務理事並びに監事は，前項の議事録に記名押印する．

第６章　賛助会員

［賛助会員］
第41条　この法人の目的に賛同し，後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる．
２　会員に関する必要な事項は，理事会の決議により，別に定める賛助会員規則による．

第７章　定款の変更，合併，事業の譲渡，解散，精算

［定款の変更］
第42条　この定款は，評議員会において，特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる決議によって変更することができる．
２　前項の規定は，この定款の第３条及び第４条及び第 11 条についても適用する．

［合 併 等］

第43条　この法人は，評議員会において，特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる議決により，他の一般社団及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併，事業の全部又は一部の譲渡をすることができる．

［解　　散］

第44条　この法人は，基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する．

［剰余金及び残余財産の処分等］

第45条　この法人は，剰余金の分配を行わない．

２　この法人が清算する場合において有する残余財産は，評議員会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする．

第８章　公告の方法

［公告の方法］

第46条　この法人の公告は，電子公告により行う．

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は，官報に掲載する方法による．

第９章　事務局

［設 置 等］

第47条　この法人の事務を処理するため，事務局を設置する．

２　事務局には，事務局長及び所要の職員を置く．

３　事務局長は，理事長が理事会の承認を得て任免する．

４　職員は，理事長が任免する．

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事長が制改廃する．

［備付け帳簿及び書類］

第48条　この法人は，法令及びこの定款で定めるところにより，主たる事務所に，次に掲げる帳簿及び書類を備え置き，かつ，保存しなければならない．

(1)　定款

(2)　評議員，理事及び監事の名簿

(3)　認定，許可，認可等及び登記に関する書類

(4)　評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5)　役員等の報酬規程

(6)　事業計画書及び収支予算書

⑺　第９条第１項各号の書類
⑻　監査報告
⑼　その他法令で定める帳簿及び書類
２　前項各号の帳簿及び書類の閲覧については，法令の定めるところによる．

第10章　補則

（細　　則）
第49条　この定款に定めるもののほか，この法人の運営に必要な事項は，理事会の承認を受けて理事長が別に定める．

附　則

１　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する．

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは，第７条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする．

３　この法人の最初の理事長及び専務理事は，次に掲げる者とする．
理事長　　蛇川 忠暉
専務理事　　三田 征史

４　この法人の最初の常務理事は，次に掲げる者とする．
常務理事　　小大塚 一郎

平成24年４月１日施行
平成26年11月１日改正

4

日科技連組織図

2016年1月1日現在

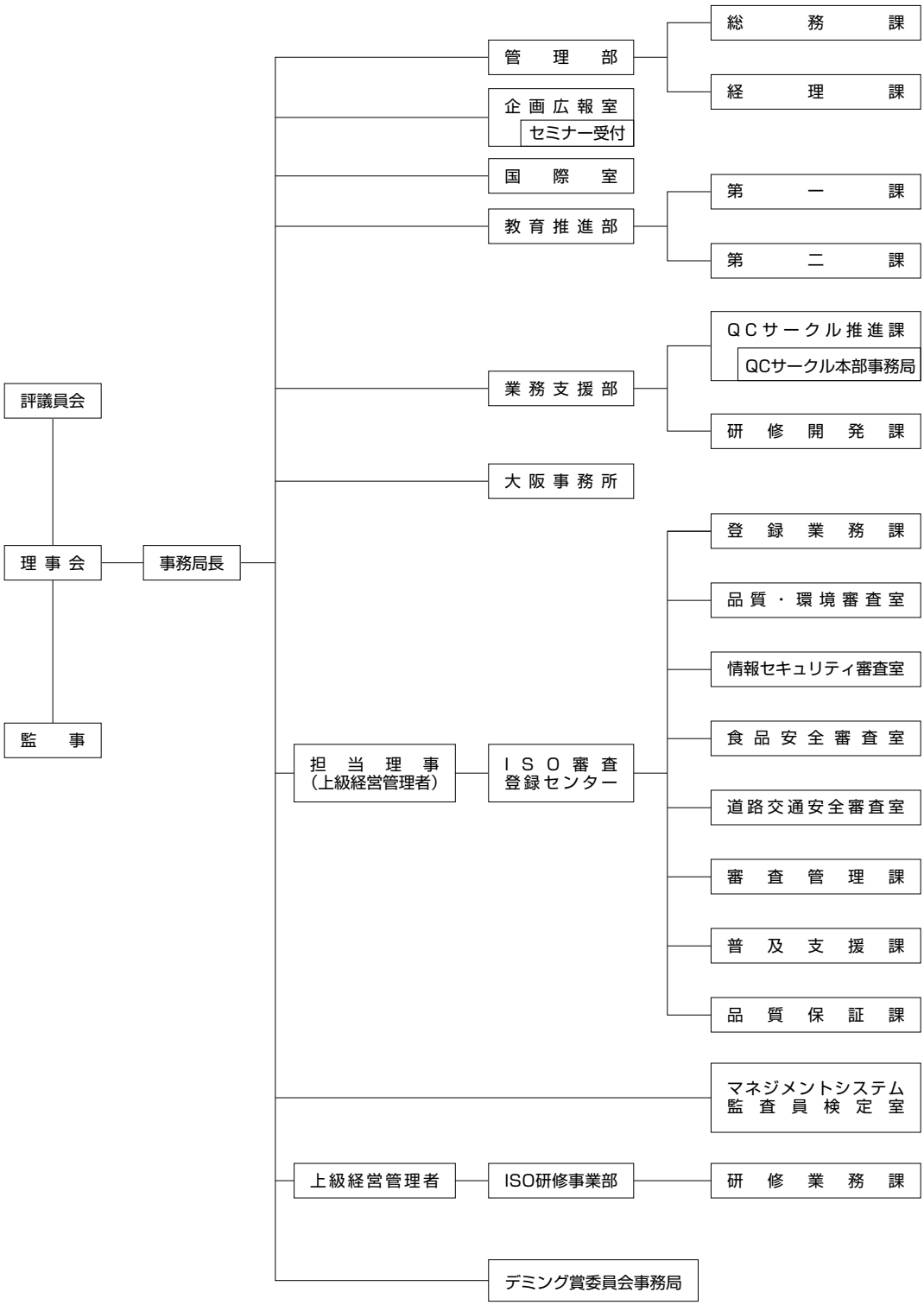

編　集　後　記

今回，創立70周年にあたり，1996年刊行の『創立50年史』，2006年刊行の『創立60周年記念史 その後の10年』を継承するかたちで，『創立70周年記念史 2006年～2015年の日科技連』を編纂しました.

2006年からの10年は，デミング賞創設60年，QCサークル誕生50周年，石川馨先生生誕100年など，戦後復興を目指した時代に，高度経済成長を支えた「品質管理」を中核とした様々な活動が大きな節目を迎えました．当時の諸先輩方の想いに触れる機会となりました.

当財団においては，この間，一般財団法人への移行をはじめ，研修環境を整え，効率のよい事業運営と生産性の向上をめざし，約60年間おりました千駄ヶ谷・本部ビルから西新宿へ，大阪事務所は中央電気倶楽部から新たに新藤田ビルに移転しました.

70周年ロゴには，これからも「品質」を中核とした事業を展開し，産業界の発展に貢献していくという意味を込め“Qマーク”を使ったデザインにしました.

本記念史の刊行にあたっては，企画広報室が中心となり企画し，全部門の担当者が原稿の執筆にあたりました.

これからの更なる発展と飛躍のため，次の時代への新たな一歩とすべく役職員一同努力してまいります.

（羽根田真仁　記）

創立70周年記念史
2006年～2015年の日科技連

2016年1月1日発行（非売品）

発　行　一般財団法人 日本科学技術連盟
理事長　佐々木　眞一

Union of Japanese Scientists and Engineers（JUSE）

〒163-0704 東京都新宿区西新宿2-7-1
小田急第一生命ビル4階
TEL：03-5990-5846　FAX：03-3344-3022
URL http://www.juse.or.jp

編　集　日本科学技術連盟 企画広報室
印　刷　株式会社 金精社

ⓒ2016 JUSE